

電子交付に関する規定（個別クレジット）の一部改定について

平素は弊社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
このたび、下記のとおり、電子交付に関する規定（個別クレジット）の一部を改定いたします。

記

1. 適用開始日

2026年5月19日（火）

2. 改定内容

改定後	改定前
電子交付に関する規定（個別クレジット） (2026年5月19日改定)	電子交付に関する規定（個別クレジット） (2022年4月1日新設)
第1条（目的） 本規定は、九州日本信販株式会社（以下、「当社」といいます。）が、 <u>会員に対して交付する書面</u> について、 <u>書面交付</u> に代えて <u>電磁的方法により交付すること</u> （以下、「電子交付」といいます。） <u>に関する取扱い</u> を定めるものです。	第1条（目的） 本規定は、九州日本信販株式会社（以下、「当社」といいます。）が、 <u>本規定第2条の書面</u> について、 <u>紙媒体</u> に代えて <u>インターネットを通じて交付</u> （以下、「電子交付」といいます。） <u>することに関して、その取扱等</u> を定めるものです。
<u>第2条（電子交付の対象）</u> <u>電子交付の対象となる書面</u> は、次のとおりとします。 <u>3の書面については、申込方法又は契約内容により、電子交付の対象外となる場合があります。</u> 1. クレジット契約について（いわゆる第二書面） 2. 個別クレジットお申込みの内容（割賦販売法第35条の3の8及び第35条の9） 3. 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	<u>第2条（電子交付）</u> <u>電子交付対象の書面</u> は次のとおりです。 1. クレジット契約について（いわゆる第二書面） 2. 個別クレジットお申込みの内容（割賦販売法第35条の3の8及び第35条の9） 3. 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

<p>第3条（電子交付の承諾）</p> <p>電子交付を希望する会員は、個別クレジット申込み時に、本規定の内容を<u>確認のうえ、前条に定める書面</u>について電子交付を承諾するものとします。</p>	<p>第3条（電子交付の承諾）</p> <p>電子交付を希望する会員は、個別クレジット申込み時に、本規定の内容を<u>ご確認いただいた上で、前項に掲げる書面</u>について電子交付を承諾します。</p>
<p>第4条（電子交付の方法）</p> <p>当社は、個別クレジットお申込み後、<u>ショートメッセージサービス（SMS）又は電子メールアドレス宛に通知</u>します。会員は、当該通知に記載された URL にアクセスしてお申込内容等を確認するものとします。<u>また、当該 URL から PDF 形式その他当社所定の形式による書面をダウンロードすることができます。なお、書面の閲覧及び保存するためのソフトウェア等が必要となります。</u></p>	<p>第4条（電子交付の方法）</p> <p>当社は、個別クレジットお申込み審査後、<u>ご登録の E メールアドレスにメール</u>を送信します。会員は、当該メール本文に記載された URL にアクセスしてお申込内容等を確認するものとします。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>第5条（電子交付の種類と内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●種類 <u>当社が送信する E メール記載の URL に、スマートフォン等によりアクセスした上で閲覧及びダウンロードする方法によるものとします。</u> ●内容 <u>ダウンロードできるソフトウェアの種類は、Adobe Reader(Ver.8.0.0 以上)となります。</u>
<p>第5条（留意事項）</p> <p>「ご利用代金明細書」については、<u>別途当社所定の同意</u>が必要となります。また、本クレジット契約成立後は割賦販売法第35条の3の8及び第35条の3の9の一部、販売方法が訪問販売の場合は特定商取引に関する法律第4条、第5条、電話勧誘販売の場合は特定商取引に関する法律第18条、第19条、連鎖販売取引の場合は特定商取引に関する法律第37条、特定継続的役務提供の場合は特定商取引に関する法律第42条の規定に基づく書面となりますので大切に保管してください。</p>	<p>第6条（留意事項）</p> <p>「ご利用代金明細書」については、<u>別途同意</u>が必要となります。また、本クレジット契約成立後は割賦販売法第35条3の8及び第35条3の9の一部、販売方法が訪問販売の場合は特定商取引に関する法律第4条、第5条、電話勧誘販売の場合は特定商取引に関する法律第18条、第19条、連鎖販売取引の場合は特定商取引に関する法律第37条、特定継続的役務提供の場合は特定商取引に関する法律第42条の規定に基づく書面となりますので大切に保管してください。</p>

※改定後の規定全文は、当社ホームページで確認できます。